

## 第 26 回 協 議 会

(平成 16 年 5 月 17 日開催)

## 会 議 錄

西伯町・会見町合併協議会

## 第26回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成16年5月17日

開催場所 会見町役場 2階会議室

出席委員	坂本 昭文	三鶴 英輔	加藤 節雄	野間田憲昭
	森岡 幹雄	宇田川 弘	塚田 勝美	梅原 弘誓
	福田 次芳	吉次 喬明	磯田 順子	岡田 昌孫
	板 秀樹	秦 豊	佐伯 勝人	

欠席委員 橋谷 守江 亀井 雅議

出席職員	合併推進室長	奥山 俊二	合併推進室次長	桐林 正彦
	合併推進室長補佐	岡田 厚美	合併推進室長補佐	米原 稔晃
	合併推進室主事	前田智恵子	会見町福祉保健課長	櫃田 明美

(開会 9時30分)

奥山室長 皆さん、おはようございます。ただ今より、西伯町・会見町合併協議会第26回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります、亀井委員、それから会見町、橋谷委員が欠席であります。従いまして、現在、委員17名定員のうち15名の方が出席であります。

本協議会の会議の成立要件であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。従いまして、本日の会議は成立することをご報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長の挨拶であります、坂本西伯町長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

坂本会長 皆様、おはようございます。今日は農繁期で格別にお忙しかったと思いますが、第26回の合併協議会、ご案内いたしましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございました。

前回の会議以降、私と会見町長さんと、一緒に東京の方で合併の全国の講習会がございました、出席をさせていただいてまいりました。その中で、総務省の担当の課長がお話しになりましたのに、現在、三千数百ある自治体が、全国的に非常にここに来て合併の機運が高まってきて、合併協議会構成している町村そのままで、1,700程度までなるのではないかと、こういう見通しを述べられたところであります。全国的にそのような取り組みが積極的になされておるという報告と、もう一つは、特例債の問題であります。特例債を使って、こうした、ああしたという実例があんまりまだないわけであります。なかなかストックがないために事例として発表できる段階にない、従って、使いにくいというようなことが先行しているけれども、この特例債は大いに町づくりに利活用された方がいいと、こういうことでございまして、何でも相談してくださいということでございました。そういう財政的なことも伺って帰ったわけでございます。

意を強くして帰ったわけでございますが、実は、新聞報道など、今日もございますが、三位一体改革で総務省と財務省が激突をするというようなことが伝えられております。いわゆる総務省では税源移譲を先行させるように言っておりますし、また、財務省は歳出の削減を先行、重視させるというようなことを言っておりまして、この行方によって、私た

ちのまちづくり計画もまた大きな変更を余儀なくされるのではないかと、こういう心配もいたしてあるような次第でございます。こういう国の大きな流れをひとつ見通しを立てながら、新しい町の計画や財政計画などについてもさらに検討を加えていかなければいけないと、このように考えてあるところでございます。

県内の状況については、私が今さら申し上げるまでもなくご案内とのおりでございます。東部では大きな合併に調印ができたということでございますし、また江府町の方では25日でございますか、投票があるということでございまして、なかなか流動的で、予断を許さない状況があるわけでございます。そういう中で先行する当協議会は、着実に10月1日に向けて歩みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

一言申し上げて、開会のごあいさつにかえたいと思います。

奥山室長 ありがとうございました。

本日の会議の進行でありますと、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たるとなっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

坂本会長 それでは、私の方で恒例によりまして、議事録署名委員の指名をさせていただきたいと思います。

板秀樹委員、梅原弘誓委員にお願いをいたしております。

早速でございます。4番の協議事項に移らせていただきます。

(1) 平成15年度合併協議会決算について、合併推進室の事務局の方からお願ひいたしたいと思います。

事務局。

岡田室長補佐 そうしますと、合併協議会の15年度の決算につきましてご報告いたします。

資料の方の協議事項、別紙になっておりますけれど、この1ページをおはぐりいただきたいと思います。

平成15年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出決算書ということで表紙がございまして、2ページ目をおはぐりいただきたいと思います。2ページ目に歳入が載っております。

15年度の歳入としましては、負担金の方が2,272万2,000円で、これは会見町、西伯町、両町から半額ずつ負担金としていただいております。調定額、収入済み額も

同様に2,272万2,000円ということです。諸収入といたしまして、預金利子と雑入がございます。預金利子の方は1,000円予算計上しております、調定、収入済み額とも68円ということで68円でございます。雑入の方は、これを1,000円予算しております、1円ということで、これは補正予算のときにもご説明いたしましたけれど、合併協議会の準備会の預金利子が残っております、後でわかりまして、それを1円協議会の方に雑入として入れました。合計で69円というのが雑入、諸収入ということになっております。全体といたしまして、2,272万2,069円が収入済み額でございます。

続きまして、3ページの歳出の方でございますけれど、予算額といたしまして、協議会費としまして2,268万4,000円、予算額しております、支出済み額が2,159万5,747円、不用額が108万8,253円ということになっております。予備費としまして4万円予算計上しております、支出済み額が0でして、不用額が4万円。歳出合計といたしまして、予算現額2,272万4,000円で、支出済み額2,159万5,747円、不用額が112万8,253円となっております。それで、歳入歳出差額でございますけれど、112万6,322円というのが歳入歳出の差額でございます。これは16年度の議会費の方へ繰り越しいたします。

続きまして、4ページでございますけれど、今ご説明申し上げました明細が載っておりますが、歳入の方につきましては説明しましたこのとおりですので、明細については省かせていただきます。

歳出の方の明細についてご説明申し上げます。5ページでございます。協議会費としまして、今言いましたように、予算額が2,268万4,000円で、支出済み額が2,159万5,747円でございます。その協議会費の明細でございますけれど、1番の報酬といたしまして、152万9,000円の予算に対しまして131万7,600円使っております。これは第4回から24回までの協議会の報酬、委員、監査委員さんの報酬でございます。次に、8番の報償費でございますけれど、27万4,880円。これは旅費の方へ5,120円流用しておりますので、予算現額としまして27万4,880円という予算現額になっております。支出済み額といたしまして、24万6,440円支出してあります。これの主なものとしましては、合併の調印式のときの記念品、時計を南部町の名称をつけていただいた方に記念品として贈りました。これが12万3,500円、それから、そのときのアトラクションの出演料としまして12万というのが主なものでございます。次に、旅費ですけれど、これは27万4,120円。報償費の方から5,120円

流用しております。主なものといたしましては、8月に協議会の委員さん方に鳥取の方で講演会に参加していただいた旅費及び大崎上島の方に事務局が研修に行きました旅費でございます。それから、次、需用費でございますけれど、これは消耗品費、印刷製本費、食糧費等でございます。消耗品の主なものとしましては、紙代とかコピー代等でございまして、これが162万2,414円使っております。それと印刷製本費84万4,000円使っておりますけれど、これは主に協議会だより等でございます。それから、食糧費は茶菓代等でございまして、4万8,429円使っております。続きまして、役務費でございますけれど、これは59万2,000円の予算で55万987円使っております。これは主に電話代、それから郵便代でございます。続きまして、委託料でございますけれど、572万2,000円予算組んでおりまして、529万360円使っております。主なものといたしましては、例規の委託業務、これを300万使っております。それから、同じく例規の関係の研修というのに40万使っております。それから、管内図の作成ということで13万1,250円。そのほかに議事録の作成ということで172万7,600円ほど使っております。以上が委託料の主なものでございます。それから、続きまして、使用料及び賃借料でございます。59万7,000円の予算に対しまして56万205円使っております。これは協議会の推進室の事務所の借り上げ料36万が、ほかにインターネットの使用料、ウイルスバスター等の使用料が主なものになっております。それから、続きまして、負担金補助及び交付金でございますけれど、予算が1,110万に対しまして1,083万1,542円使っております。主なものは、これは県からの派遣職員の負担金、臨時職員の負担金、職員の時間外等がその内容でございます。それで予備費は使っておりませんので、全体としまして予算現計が2,272万4,000円に対しまして、支払い済み額が2,159万5,747円、不用額が112万8,253円ということになっております。以上で説明を終わります。

坂本会長 ありがとうございました。

ただいま平成15年度の合併協議会の決算について説明いたしましたが、皆様の方でご質疑がございませんでしょうか。

失礼しました。その質疑の前に、監査をしていただいておりますので、監査報告を監査委員の方からお願ひいたします。失礼しました。

北尾監査委員 監査委員の北尾です。

3ページから4ページにありますが、平成15年度西伯町・会見町合併協議会の歳入歳

出決算につきまして、赤井委員と2人で5月6日に審査を行いました。その結果につきましては、4ページに掲げておりますので報告いたします。

監査報告。西伯町・会見町合併協議会財務規程第8条に基づき、平成16年5月6日、平成15年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出決算、証書類及び附属資料について審査の結果、歳入歳出決算は計数に誤りは認められず、証憑書類と合致し、予算は適正に執行されていることを認めました。以上であります。

坂本会長 ありがとうございました。

ただいま監査委員さんの方から監査報告をいただきましたが、平成15年度の決算につきまして、皆様方の御質疑や御意見ございませんでしょうか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 ないようでございます。原案のとおり承認したということでよろしゅうござりますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 ありがとうございました。そういたしますと、平成15年度合併協議会決算については、原案のとおり承認をいただきました。

続きまして、日程の(2)でございます。平成16年度合併協議会補正予算(第1号)についてを議題といたします。

合併推進室事務局からお願いいいたします。

岡田室長補佐 続きまして、協議事項の第6ページから、補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

7ページでございますけれど、第1条としまして、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ1,140万2,000円とするということでございます。

明細につきましては、8ページをお開きいただきたいと思います。歳入の方ですけれど、負担金の方は1,340万の額に対しまして補正額が312万5,000円ということで、負担金の総額を1,027万5,000円とするものでございます。それから、繰越金の額を1,000円組んでおりましたけれど、補正で112万5,000円増額して、最終的に112万6,000円。これは先ほど説明いたしました15年度の決算のところで繰り越し金が出ておりますので、その額を補正させていただいたものです。歳出としましては、協議会費の方を1,316万3,000円を200万減額いたしまして1,116万

3,000円とします。それで歳出合計を1,140万2,000円とします。

それで、10ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては、今説明したとおりでございます。

12ページの方をお開きいただきたいと思いますけれど、歳出の方で200万円減額させております内訳といたしまして、印刷製本費を200万円減額しております。これは協議会の方で便利帳等をつくるということで、協議会の方に予算を持っておりましたけれど、県の支援交付金補助金の関係がございまして、新町の情報提供事業ということで便利帳以外にも新町でのパンフレットでありますとか、新町の総合計画等、地図等をつくるようにしております。事業としまして協議会の予算だけではなくて、新町での事業にもかかわるものとなりますので、予算の方としましては協議会で予算を執行するよりも町の方で予算を執行した方が後の事務処理、補助金の申請とか、決算報告っていいますか、補助金の報告とかの関係で事務がスムーズに進むということで、協議会の方の予算を200万円印刷製本費を落としまして、6月議会のそれぞれの町の予算に計上していただくことで補正をしております。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございました。

平成16年度の本協議会の補正予算（第1号）の説明をいただきましたが、皆様方の方でご質疑はございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

坂本会長 特ないようございますが、原案のとおり承認してもよろしゅうござりますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございました。そういたしますと、平成16年度の西伯町・会見町合併協議会補正予算（第1号）については、原案どおり承認いたしました。

続きまして、議案第3号でございます。平成16年度当初予算成立後の見直し事項について（その2）について御協議をいただきたいと思います。

事務局から説明してください。

櫃田課長。

櫃田課長 失礼します。議案書の7ページをお願いします。

これは16年度予算に伴って見直しが必要となりました保健委員の報償費に関する提案でございます。変更前は西伯町の例によるものでしたが、西伯町が16年度予算に伴いま

して変更が行われました。これによりまして、16年度は各町の例によりまして報償費を支払いまして、17年度からは保健委員会の一本化に伴いまして役割の明確化をしながら、新町におきまして報償費を決定いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

坂本会長 ありがとうございました。

この件について、ご質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 ないようでございますが、原案のとおりご承認をいただくことで進めてよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 ありがとうございました。

そういたしますと、次に移らせていただきたいと思います。

議案第4号、主要な例規についてを議題といたしたいと思います。8ページでございます。

事務局の方から説明していただきたいと思います。

事務局。

桐林次長 それでは、8ページの議案第4号、主要な例規について（その2）ということで内容を御説明いたしたいと思います。

南部町の主要な例規について、以下のとおりとするということでございまして、今回は公の施設の管理等に関する条例につきまして、その内容をご協議いただきたいということでございます。

その内容につきましては、まず1番目といたしまして、施設等の名称等の調整についてということでございます。今回、隣保館及び体育関係施設を除いておりますけども、他の施設、公の施設等の名称につきまして、まずご協議いただきたいと思います。なお、隣保館、体育関係施設につきましては、関係機関等、関係団体等、地元団体等との調整等がまだちょっと一部できていないところがございまして、次回の協議会で提案いたしたいというふうに考えております。それから、関連しますけれども、公の施設を使用できるもの及び使用料の取り扱いについてでございます。この2項目でございます。

具体的な内容につきましては、別添資料の13ページからでございます。

まず、公の施設等の名称の案でございますけども、まずは基本的には、西伯町、会見町という旧町名を南部町に変えるということで、すんなりいくものはそれでよいのではない

かというふうに考えておりますけども、両町で微妙に名前のつけ方等が従来違つてあるものがございます。こういうものにつきましては平仄を合わせるというようなことも含めまして調整案を作成したところでございます。

調整を行つた具体的なものだけ説明させていただきたいと思いますけども、まず、整理番号の1番から9番まで、いわゆる集会所でございますけども、個別の施設につきまして、西伯町側では地区という名称等使っておりませんけども、会見町側では何々地区集会所というような名称になっております。これは基本的に場所に集会所という名前をつけるということで整理いたしましたところでございます。

それからちょっと大変はしょって申しわけないですけども、14ページでございます。総合福祉センター、整理番号31から34になっておりますけども、34の方、実は34、35、36、37と、37番までそれぞれ個別に施設の整理番号打つつもりでございました。大変申しわけございません。そのようにちょっと訂正をお願いしたいと思います。総合福祉センターでございますけども、これは全く町名だけが違つて、同じ名前のものが2つ現在あるという状況になっておりますけども、呼称、愛称なり通称ということで、西伯町側はしあわせ、会見町側はいこい荘という名前がついております。その中に、それぞれまたデイサービスセンターでありますとか在宅介護支援センターというものが個別に指定してございます。こういうものにつきましては、全体のそれぞれの施設につきまして、南部町総合福祉センターしあわせと南部町総合福祉センターいこい荘と、これを一つの名称としてつけてはどうかという考え方でございます。その中で、両方の町にございますデイサービスセンターにつきましては、西伯デイサービスセンター、会見デイサービスセンターという形で呼び分けてはどうかと。それから、老人福祉センターにつきましては、旧西伯町側にあるということで西伯老人福祉センター、また、在宅介護支援センターにつきましては、旧会見町地区になるということで会見在宅介護支援センターという名前にするという案でございます。あいみドーム、パーゴルフ場はそのままということでございます。

それから、次のページでございますけども、整理番号49と50でございますけども、これも農村環境改善センターがそれぞれございます。西伯町側はプラザ西伯という愛称といいますか通称がございますけども、これにつきましては旧町の地域に従つて、西伯農村環境改善センター、会見農村環境改善センターという名前にしてはいかがということでございます。プラザ西伯という名称は現在条例上、正式にこれ位置づけられてあるものでは

ございませんけども、特に変える必要もないということで、条例上は規定しませんけども、引き続きこの愛称を使うということでいかがかということでございます。それから、引き続きまして 51 番から 65 番まででございますけども、農村公園がございます。農村公園というものは、今、補助金等の関係で、その名前はどこかに入れなきゃいけないわけでございますけども、個別の施設につきましては、西伯町側では何々農村公園という名前になっておりますけども、会見町側では何々公園という形になっております。農村公園というのは条例上の上方の規定のレベルでしてれば事足りるということのようでございますので、それぞれ何々公園という名前に統一してはどうかという提案でございます。

めくっていただきまして、16 ページ、整理番号でいきますと 76 から 78 でございます。両町に農産物の加工施設がございます。西伯町側のめぐみの里、大豆加工所、それから会見町側のえぷろんでございますけども、これも一つの条例に規定するという前提をもちまして、南部町農産物加工施設ということで位置づけた上で、個別の名称は現在のめぐみの里、えぷろん、それから大豆加工所につきましては所在場所であります法勝寺の名称をつけて法勝寺大豆加工所としてはどうかという提案でございます。

それから、17 ページでございますけども、こちらは、まず上の 82 から 84 でございますけども、いわゆる合併処理浄化槽の関係でございます。これは処理区がある関係で条例上の名前を一応決めなければいけないということでありますけども、一応、旧町となる地域の名前を頭に足して名称としてはどうかということでございます。それから、農業集落排水処理施設の関係でございますけども、これも先ほどの合併処理浄化槽の施設につきましても町民が一般的に利用するということではないので、行政上の理由だけの名前ということになると思いますけども、それぞれ旧来の名前をつけます。その上で、流末処理施設につきまして、大国処理区の流末処理施設につきましてはアクディ大国という名称がつけられておりますけども、条例上は現在特に規定がないようでございますので、通称というような形で載せているということでございます。それから、西伯町の公共下水道につきましても、処理区が 2 つということでございます。西伯中央の方の流末処理施設につきましてはクリンピュア西伯という通称がついておりますので、これもそのまま使うということではいかがということでございます。それから、町営住宅の関係でございますけども、町営住宅につきましては、いわゆる一般的な町営住宅のものと今、会見町にあります越敷野町営住宅、これ条例上も 2 本立てにすると。と申しますのも、越敷野の町営住宅はいわゆる池野鶴田地区の部分でございまして、運営方法も多少、他の住宅と違うということも

ありまして、一本化するとかえって複雑になるということでございます。従いまして、名称も越敷野の方は町営越敷野住宅、その他は南部町営住宅という名称で一本化するというような形でございます。

それから、簡易水道でございます。簡易水道につきましても、現在の供給区域をそのまま名称で使っていくということはどうかということでございます。それから、公民館でございますけども、現在、西伯町の方では中央公民館と地区館、会見町の方では町立公民館1つという形で規定されております。現在の西伯町中央公民館と会見町立公民館につきましては、それぞれ平仮名でさいはく公民館、あいみ公民館という名前にいたしまして、そのほかの公民館につきましては、そのまんまの名称を維持するという考え方でございます。これは従来公民館の取り扱いについて御協議いただいた結果をそのまま反映したものでございます。

19ページでございますけども、南部町立学校設置条例ということで、すべての学校を一本化して規定するということになるというふうに考えておりますけども、基本的にこの部分は、西伯町なり会見町を南部町にそのまま変えたままの名称でいかがかということでございます。121番、122番で給食センターを規定しておりますけども、条例といたしましては南部町立学校給食センターということで位置づけまして、個別施設についてそれぞれ旧町地区の名称を使いまして、西伯給食センター、会見給食センターとしてはいかがかというものでございます。名称につきまして、主にご協議いただきたい点といたしましては以上でございます。

引き続きまして、町民等の使用する施設等の取り扱い方針ということでございます。これは現行と変える部分を中心にご説明申し上げたいと思います。

まず、集会所の関係でございます。集会所につきましては、現在、西伯町側では使用できるもの、あるいは使用料につきましては規定がございません。会見町側につきましては、使用できるものについては区分がありませんけども、使用料の徴収につきましては条例上は町民外であればお金をいただくという形になっております。これらにつきましては、地区的集会所という具体的な性格にかんがみまして、地元の人人がまず利用すること以外考えられないということで、使用につきましては、例えばお盆のときに帰省された方々が利用されることもあるというようなことを想定しますれば、どういう人であっても利用できることにするということで統一すると。使用料につきましては、そういう方々が使用する、町民外が使用するということであっても、まず基本的にはそういう利用の範囲であろうと

いう前提ですべて無料とするという取り扱い方に統一してはどうかという提案でございます。

それから、飛びます。21ページのところでございます。両町の総合福祉センターにおふろがございます。西伯町側では条例でお金をいただくということが規定してございます。会見町側では基本的にお金の規定がございませんが、大人200円、中学生以下100円ということで任意の寄附という形で管理費に充てるお金をいただいておると、実態がございます。この際、大人は200円、中学生以下及び60歳以上は100円として、その他必要に応じた減額措置を講じてはどうかということで、統一する方向での提案でございます。

それから、取り扱いの異なるものということではちょっと説明をさせていただいておりますけども、22ページの50番から58番の農村公園でございます。こちらにつきましては、西伯町側では使用できるもの、使用料の徴収については特に規定がございませんけども、会見町側の方では町民は可、そのほかの方については町長の特別の許可をもって使用を可とするという規定になっておりますけども、利用の実態等を考えますれば、いずれの方でも利用できるということを前提といたしまして、なおかつ公園の性質から考えて、すべて無料してはどうかということで統一してはどうかという趣旨でございます。

それから、23、24は現在と全く同じ取り扱いをするという形になりますのではしょらせていただきまして、25ページでございます。体育施設の関係につきましては、先ほど申しましたように個別の名称の調整を次回にお願いするということで、お金の取り扱いについて相違点があるというところの調整を先にお願いしたいと思います。会見町の野球場、町民運動場でございますけども、条例上は町内の方が使う分と町民外の方が使う分で使用料の区分が2つに分かれていますが、町内の方と町外の方が混合で利用される場合は、その中間値的な使用料が決定されてるという状況でございますけども、現実の取り扱いにつきましては混合の区分は適用しないで、混合で利用される場合につきましては、町民の方が多いのか、町外の方が多いのかによりまして、いずれかの使用料を徴収すると、適用するというのが実情になっております。これにつきましては、実務上も、実際、じゃあどちらが多かったかというような最終的な結論をどうこうするということが余り利益がないというようなこともございまして、申請の段階においてどちらの使用者が多いのかということで、そちらの区分に従って料金を徴収するということではどうかという趣旨の提案でございます。

取り扱いを変える部分につきましてのみ説明をさせていただきましたけども、ご協議の方は全体を通じましてお願いいたしたいと思います。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございました。

膨大な資料でございますが、あらかじめ配付もしてありましたので、目を通していただいてあると思っております。ご質疑やご意見はございませんでしょうか。

森岡委員。

森岡委員 二、三お尋ねをしておきたいと思います。

16ページで会見町側の防災無線についてが載ってあるんですが、西伯町の場合の記述がどこにあるのかなと思ったけど、ない。そこら辺がどういうことなのか。

それから、全般でまず気のついたことだけ伺います。

さっきの有料、無料の関係ですね、施設。法勝寺の公会堂っていうのが実は法勝寺集落活性化施設ちゅう形でございます。これも条例上無料にするっていうことなんですが、現実の利用の中に業者が展示会をやって提供しておられるっていうケースがあるようなんですが、そういう場合にも無料でいくっていうくくりでいくのか、ほかの施設にも若干そういう問題が、業者利用の場合にすべて無料でいいのかどうか、商売上、利用する場合ですね。そういう無料にするっちゅうのは、なるほどよさそうなんだけども、そういう点でどういう整理をされたのか。

それから、次の23ページで、めぐみの里とえぶろんとの使用料の徴収について表示が違っているのはどういうことなのか。大体同じような性質の施設だろうけども、表示を変えた意義っていいますか、そういうものに何か意図があるのかどうか、そこら辺。

それから、もう一つは、最初の段階で農村公園なんかに、農村という字を外して施設をつくるけども、今後の後段の方ではまた農村がそのまま復活されて書いてあるんで、現行の状況でやってあるとすれば、他にもその関係があつたら新しい表示でしておいた方が後々いいんじゃないかなっていう感じがしたもんで、そこら辺、何点かお尋ねします。

桐林次長 じゃあ、順番に。

坂本会長 事務局。

桐林次長 それでは、まず防災無線の関係でありますけども、他のことにも関連してくるんですが、極めて行政の内部的な理由もありますけども、いわゆる補助金をいただく関係で、公の施設として位置づけるべきものかどうかという部分でそういうふうになっておるというふうに理解しております。

それから、これがちょっと非常に申し上げにくい部分になるんですけども、基本的には現在いただく規定がないけどもお金をいただかれてるという部分もあろうかと思います。それにつきましては、それぞれの地区に管理運営を任せているというような実態との整合が部分的にとれてない部分ではないかと思いますけども、事務局の方でも検討いたしました段階で、ちょっと元の議論に戻りますと、そもそも町の集会所として位置づける必要があるのかどうかというような部分もございました。その部分も含めまして、新町へ引き継ぐ形でとりあえず検討すべきではないかと、そういう議論がありながらも引き継ぐという形ですべきではないかという前提もございまして、いただくべき規定がないのにいただくのは、町としては当然いただいてないような形になってるという部分がありまして、その辺の整理につきましては、ちょっとご議論いただく必要があるところではないかというふうにも考えております。

それから、名称につきましては、ここの部分につきましては、こっちの別紙2の表につきましては、基本的に今の、現在の名称のみを入れておるという考え方でございます。

えふろんにつきましては、町民が利用する場合につきましては基本的に無料とするというのが前提で補助金の状態になってるようなこともございまして、その意味でやはり多少違う取り扱いをする必要があるというのが現況だというふうに認識をしてあります。

森岡委員 わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

森岡委員 違いは分かったんですが、ただ、さっきの集会所の使用料の関係ですね、こういったものを公の施設、補助金等の関係で公の施設になってる部分というのはあるんだろうというふうに思いますけども、そこら辺の委託契約して、委託した先が料金を取つると、こういう理解をしてよろしいですね、負担をね。それは条例上、公の施設で料金を取らないよっちって言つとて、委託先が使用料を取るっちゅうことについては、そこら辺は許される範囲なのがなっていう気がせんでもないんですけども、管理上ですね、取らないよっちって言ったものに料金を徴収するっていうことは条例上はちょっとおかしい部分が出てくると、そこら辺はほかにもあるとすれば整理をしておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

坂本会長 他にありますか、何か。

桐林次長 実は、議案の方のページに戻っていただきますと、公の施設の関連の地方自治法の条文を載せてあります。実は今、この公の施設の管理につきましては、昨年の法律

改正がございまして、その段階におきまして指定管理者制度と、従来、管理委託制度というものが認められておりましたけども、指定管理者制度を設けていくということが定められました。これが大原則、例外を認めないという形でございます。指定管理者というのは、個別の施設ごとに、法人格あってもなくても構わないんですけども、そういう団体等に管理を委託するという制度でございまして、基本的に公募して、募集をして決めなさいと。議会の承認を得て決めなさいという制度になっております。この制度は、平成15年の9月2日から18年の9月1日までは暫定期間ということでございまして、従来、管理委託をしておるものについては管理委託のままでよいよと。ただし、その経過期間を過ぎますと、指定管理者といいますか、町が直接管理するもの以外は指定管理者制度に移行しなさいということがございます。この合併の時期にすべて指定管理者制度に持っていくというのが制度上の理想ではありますけど、現実にとても不可能でありますので、多少お金の徵収も含めまして、問題点がありながらも現行のまま移行して、新町において、その制度への移行も含めてご協議をいただくのが一番いいのではないかと。これは先ほど申しましたように、いわゆる地区集会所というものを公の施設のまま維持することが妥当なのかどうかという議論もあるということを前提に移行するというような形での議論を引き継ぐという前提でお話をさせていただくと。この条例の案もそういう形の前提でありながらの提案ということで御理解をいただけたらなということでございます。

会見町側の方につきましては、事実上、全く地区の方で費用を負担されてるというのが現状のようでございます。西伯町側もほとんどそうなんですが、一部分、多少、そういう前提があれば全部引き継げるんですけども、一応、地元に引き継げるんですけども、部分的にはそうでない。引き継ぎが難しいところがあるっていうようなことで、今後、そういう前提を引き継いだ上での議論をしていただくという前提で、こういう形の新町への移行の仕方にしてはどうかということでご理解をいただきたいなという考え方でございます。

坂本会長 いかがでございますか。

森岡委員 それから先の議論に入るわけ。じゃないでしょ。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 大体何ぼ位稼いじょる、その法勝寺の公民館、早い話が。

森岡委員 3,000円か……。

宇田川委員 いや、二十何万は稼いどるはずだ、大体。

坂本会長 今、事務局が言ったことは、総体的に指定管理者制度というのが昨年の9月

に地方自治法の改正でできて、その猶予期間が3年間あるわけでございまして、その3年間の間に直営以外の施設はすべて委員会をつくって指定管理者を定めて、そこに委託をすると。指定して管理をしていただくという方向に大きく制度が変わるわけであります。そういう今過渡期にありますので、新町でそういう方向性を前提にしながら議論を進めていただきたい。しかし、現在のところは、そういう取り扱いで進めていきたらどうかというように説明したというように思うわけですが。

岡田委員。

岡田委員 ちょっと私は分からんところがありますけども、南部町の公民館ということでつくった幾つかの公民館がございますわね。これについて、原則有料というのが全部上がってるわけですが、現行の条例がやっぱり原則有料みたいなことになってますかいね……（発言する者あり）ああ、そうかな。えらい認識不足だった。大体、公民館を……。

桐林次長 ちょっとご説明を。

坂本会長 事務局。

桐林次長 両町とも、いずれも条例上は町民であっても町民外であっても有料という規定にはなっておりまして、減免ができるということになっております。厳密に申しますれば、使用の許可と使用料の徴収とは別の手続というふうに考えられてはあるわけでございますけども、町民が本来の設置目的に沿って使う分については無料だと。このほか、それに関する利用も減免するというようなことがあります。実務上、特に区別をせず、また減免をするための手續は、これ利用者が町民だということがわかれれば特に行わないで、事実上無料として取り扱われてるというのが両町共の実態だということでございます。

岡田委員 条例上はこういうことを表記せにゃいけんわけですな。わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

福田委員。

福田委員 若干質問したいと思いますが、かなり膨大なもので頭の中も混乱してのような状況もあるかわかりませんが、まず最初に、13と、それから43の関係で聞いてみたいわけですが……。

坂本会長 ページ数を言ってください。

福田委員 13ページと15ページで、交流の関係が書いてあります。13は、いわゆる会見町の交流会館ということになっておるわけですが、15ページの方の43では、西伯町ですが、交流の館、「会館」、「の」と「会」が違うぐらいのことですけど、この表現上

は。内容については恐らく補助設置については個別の条例を見ておりませんけども、大体同じようなものじゃないかなあという感じがして、これを見させていただきました。西伯、会見の個体が南部町に変わるということで表現を変えていくというのは単純に理解ができますが、ただ、こうした同じものが類似的にあって、2つ、今後必要だろうか。先ほど会長がおっしゃったように、3年間の間に調整をしていくということならば、それはそれで条例に載ったものとして理解はしますが、ここに提示をされる段階でのことがどうであったかということが1つでございます。いわゆるできるだけ統一の方向が今回議論にあったのか。今回はこうしておいて、将来はという、こういう流れあったのかどうか、その辺が1つでございます。

それから、先ほど森岡委員の方からございました、いわゆる集会所と農村公園の問題について、以前は非常に補助金を活用して地域集落に集会所であったり、あるいは公園をつくるという時代もございました。ところが、直接行政が管理をしていくというのは大変だということで、これも多分、地区できちっと契約条項でなってあるかどうか、それは定かでございませんが、いずれにしても一般会計予算上では、私どもが見る限りは行政としては手が離れておるという具合に認識しております。したがって、所有権の関係と管理権の関係というもので整理をするならば、今後どうあるべきかということで、非常に荒れてい状況というのは、恐らくかなりあるんじゃないかという気がしておりますんで、それに對して、この使用料と利用の関係というのも将来どうなってくるのかっていうことが2点。

それから、3点目は、特にわかりやすく申し上げさせていただきますと、米子の東西町、いわゆるニュータウンには、当時コミュニティーセンター、この条例の中でもコミュニティーセンターの条例と公民館条例とか、同じ建物に入ってきてあるわけですね。ただ、建設の歴史から見ますと、あの当時、ニュータウンも天津という地区の一集落でございまして、その一角の地区ということであったわけですが、世帯がふえることによって独立地区ということで、いわゆる東西町の地区に昇格をしたと、5から6地区に昇格をしたというその際に、本来、公民館ならば地元負担なしでということだったんですが、財政状況をいろいろ勘案をして、コミュニティーセンターの補助金をもらって建設をしようというときに、西伯町では例外だったわけですが、地区が2割の負担をして建設をしようということで建ったわけでございます。それがコミュニティーセンターの設置ということで条例も設置をされたわけですが、その後、コミュニティーセンターが、いわゆる公民館活動の強化拡大ということで、今ではむしろ通称公民館というのが強いわけでございます。もう一つ

は、その隣接をしたところに、いわゆる集会所、そのコミュニティーセンターを建設前に工業再配置への補助金で集会所というものが建ってあるわけですが、これらも含めて現在管理がなされておりまして、先ほど来からの集会所とコミュニティー等、あるいは公民館等、そういう関係で、いわゆる行政上ではいろいろ調べてみりやすぐわかると思いますけども、住民サイドからするとなかなか非常にわかりにくくなっていくと。特に南部町という大きな行政になった場合の住民の理解度、活用等についても、やっぱり整理をできるものならばしておいて、わかりやすくしておいた方がいいじゃないかなあという感じで、これを見させていただいたところでございます。

中身については、私もちょっと条例その他、管理の実態というのも十分掌握をしておりませんから、どうする方がいいかということにまで意見がよう述べませんけども、せっかくの機会でございまして、あくまでも公として、所有権は当然公でしょうけども、管理の実態、この間にどのように整理をしていくかということは、一つの南部町としての行政として整理をしながら、必要最小限のことにして有効活用と、できたものは未永く、やはり地域だということになれば、そういう体制というのも地域も馴染んでいかなきゃならんわけですし、地区の特に役員というのは、年々これは1年ごとにもかわっていくような状況下にあって、非常に地区運営というのも難しくなっておる、高齢化も伴って、そういう状況がありますから、これは検討していくという方向では今日は理解をいただきたいし、実態として述べてみたいと思います。以上です。若干検討課題の中で、今申し上げたことであればお聞かせをいただいて、先ほど会長からもありました3年間の管理委託とか実態そのものを整理する必要があれば、これは新町になってから当然やぶさかでないと思いませんで、申し上げておきたいと思います。以上です。

坂本会長 ありますか。

事務局。

桐林次長 それでは、現在の会見町交流会館と南部町交流の館のことでだけ、ちょっとご説明申し上げますけども、これ名前が非常に似通っておりますけども、現在の利用形態につきましては多少異なってきておりまして、会見町の交流会館はこの向こう側にあるんですけども、シルバー人材センターの事務局的な、今利用がされておるようのような実態もございまして、一方、西伯町側は男女共同参画の事務所的な利用がされておりまして、全く今、予定でございます。ちょっと似通つておるものではございますけども、利用形態が違ってくる。また、全然別の場所にもあるということで、ちょっと別の条例で規定してお

いた方がいいんじゃないかと。そういうご理解をいただければというふうに考えております。

福田委員 今、説明のとおりで、名前は似通つてあるけど、実態というものは違うということですね。

奥山室長 すいません。補足させていただきます。

先ほどの西伯町の交流の館ですけども、農産物の直売所も兼ねておりますので、あわせて補足させていただきます。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 さっきの集会所の関係なんですけども、小集落にちっちゃいもんなんかも公の施設になってあるものが若干見られる、西伯町の場合。会見町の場合にもそういったケースがあるのかないのかわかりませんが、そういう特定の集落で活用ができる、全く町が、事実上、集落管理をして、公の金を使って若干補助をしたっちゅう形で、自己負担もあつたんだろうと思うんですが、そういった施設については、この合併協の中で払い下げをすべきだとかどうとかっちゅうことは結論づけるのは難しいにしても、新しい町の中で公の施設の整理っていいますか、そういったものは検討して、集落に完全に任せてしまえるものについて任せるような方向っていうものを検討すべきじゃないかなっていうふうに思います。公の施設になってあるがために将来的にも補修から何から全部町の負担がかかってくるような仕組みっていうのは、本来残すべきではないじゃないかなというふうに考えます。それがどれだけあるか。とにかく地区の公民館として活用ができるようなものについてはそうはまいりません。例えて言いますならば、長田集落のダム移転のために長田集落に公民館をつくってさしあげたと。だけど実際にこれからは、その長田の地区の皆さんが運営をして、将来の補修から何も全部自分でやってもらうような方向づけっていうものは検討しておいていただく必要があるのではないか。例えばっていうことで長田を言いましたけども、全く集落の集会所に過ぎんじゃないかなあというものが若干あるんじゃないかないうふうに感じますので、そういった部分の検討もお願いしておきたいなあと。少なくとも新しい町になったら、そういったものを整理される必要があるだろうというふうに思います。これは答えは要りません。

坂本会長 他にございませんか。

塙田委員。

塙田委員 14ページの29、30のところで、宮前老人憩の家と西伯町老人憩いの家

っていう形で、憩いの送り仮名が、これどっちかに統一するというよりも、上の方が正しくないかいいな、送り仮名としては。

坂本会長 これは送り仮名の正しい方を確認して訂正をさせていただきたいと思います。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 ないようでございますが、一応、気のついたことがまたあれば別にいたしまして、今日いただいたご意見を参考にして、さらにまた検討を加えるということはしなければいけませんけども、本日提案した原案については、原案のとおりご承認をいただくということで進めてよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 ありがとうございました。そういたしますと、主要な例規（その2）については、以上で終わりたいと思います。

ここで10分間ほど休憩したいと思います。10時45分から再開いたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

（10時36分）

[休 憩]

（10時47分）

坂本会長 それでは再開いたします。

日程に従いまして、5番、報告事項、（1）第2ステージ委員会の開催状況についてお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。議案書の12ページをごらんいただきたいと思います。

報告事項第1号、まちづくり委員会第2ステージ委員会開催状況について、まちづくり委員会第2ステージ第2回会議の開催状況は下記のとおりであったということでございまして、開催時期でありますが、4月15日に第2ステージを立ち上げまして、2回目の会議が4月28日に開催されました。場所は会見町総合福祉センターでございまして、出席委員は27名でございました。小委員会に入る前に全体会議を行いまして、小委員会の編成につきましては、委員の希望によりまして3つの小委員会へ32名の所属が決定いたしまして、全体で40名ということでありまして、残る8名も本人の希望により所属をするということでございます。現在、1名の方が脱退の申し出がございまして、39名の方が

現在、第2ステージの委員ということで所属していただいているところでございます。2番目の全体会議の開催時期ということでありますと、これは9月の30日までに合併協議会の方に提言を行うということでございまして、全体会議をそれまでにしていただきまして、提言をまとめていただくということでございまして、これにつきましては小委員会の責任者、座長といいますか、そういう方が話し合って決定したらということでございます。資料につきましては、所属以外の委員にも提供するということでございます。それから、小委員会の開催概要でございますが、これにつきましては報告事項の方に準備しておりますので、担当より報告をさせていただきたいというふうに思っております。次回の開催日程ということで、それぞれ1、2、3委員会が予定をされております。第2小委員会の5月10日というのは既に終わりまして、これは本日は準備しておりませんが、次回には準備させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、順番に委員会の報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

坂本会長 どうぞ。

桐林次長 それでは、第1小委員会の方、結果の概要からご報告いたします。

第1小委員会は、両町の合併までに行うべきこと等につきましてご提言をいただくという目的の小委員会でございます。

まず、町の慣行に関する事項につきまして資料を見ていただいて、両町の現況を概観していただきました後に意見交換をしていただきました。結果でございますけども、町章、町の木、花、シンボルマーク及びマスコットキャラクターについて協議いただきました。それから、町民憲章、各種宣言については次回以降の協議事項とするということになりました。

全体的な話といたしまして、公募というようなことが前提に進められるべきではないかというご意見でございまして、特に町章につきましては、新町発足までにある程度公募して、候補を絞って協議会の方にいただきまして、新町で選んでいただく形にしてはどうかということをいただいております。募集方法、募集期間等につきましても、一定の日にち等を定めてご協議いただきました。その結果の反映の仕方でございますけども、公募することについて、他の小委員会の方も特に異議はないであろうということで、委員長さん同士のお話で進めていただくということにはなったわけでございますけども、では、その公募の内容につきまして、どのようにすべきということで、報告事項の参考資料を、別紙の

方でございますけども、1ページから4ページまでに、現在、本県あるいは隣県になりますけども、町章を募集しておられるところの募集要領をちょっと参考にするために見てみましたところ、かなり細かい募集要項になっております。要領がかなり細かく規定されております。こういう他の前提を踏まえますと、もう少し内容について精査しないと募集がかけられないのかなというような状況になるんではないかと思っております。また、町章につきましては、比較的募集しやすいと。と申しますのは、どういう町章にするかについて、その応募される方が南部町に対して抱くイメージ等を具体的にしていただけばいいと、形にしていただけばいいということで、そのイメージも含めての提案というやり方で、極めて募集がしやすいのではないかということでありましたけども、町の木とか花、これについては専門的な知識を持ってらっしゃる方にゆだねる方向もどうだろうかということでございました。また、シンボルマーク、マスコットキャラクターについても公募をしてはどうかと。新町合併までに候補まで絞ってはどうかということでございました。

先ほども申しましたように、他の合併の枠組みでの公募の状況を見ましても、町章しか今のところ募集されてるものがないということでございまして、内容的に見ましても、いわゆる新町の旗印的なものという意味での町章については、比較的単純なデザインというようなこともあって、公募になじみやすいというようなこともあろうかと思いますけども、シンボルマークやマスコットキャラクターにつきましては、これはちょっと実際には難しいんじゃないかなというような意見もあるようでございます。したがいまして、新町発足までに募集するものとしては、町章ぐらいの範囲に限らないと混乱もするということでお、どうかなというのが事務局での検討結果でございました。

それから、その他、南部町が10月1日に発足するということが、いまいち露出がないんじゃないかなと。したがいまして、公用車にマグネットとかステッカー等をつくって、10月1日に南部町発足というようなことをまず町民に積極的にPRしてはどうかという御提案をいただいたところでございます。これにつきましては、現在の合併協議会なり、両町の既定の予算の枠内でも対応が可能なものではないのかというのが事務局でのとりあえずの御意見をいただいた内容に対する提案でございました。以上でございます。

奥山室長 事務局でございます。第2小委員会の記録ということで、3ページに入れてありますけども、報告させていただきたいと思います。

第2小委員会につきましては、合併以降の住民参画を対象とするというようなことで協議をしていただいたわけであります。第1回目の、前回につきましては、一応、委員の皆

さんのざっくばらんな意見を聞こうということでフリートークということで、次からは、5月10日からは各論に入って協議をしたいというようなことで進められました。発言の内容につきましては、それぞれ上に掲げてあります提言項目別に意見を集約させていただきましたので、それぞれ多少重複するところもあるかと思いますけども、それぞれ分けさせていただいたところでございます。

この中で、4ページの方でありますけども、学校教育について、もうちょっと教育の現状というようなことで、どなたかわかるような人を来ていただいて話を聞いたらというような意見も出たところでございます。

あと、5月10日につきましては、総合計画の策定のあり方について意見が集中審議されたところでございます。それにつきましては、次回に報告させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

米原室長補佐 では、そうしますと、3小委員会について、簡単ですが報告させていただきます。

3小委員会については、新町におけるイベントとか団体組織について提言を行う会ですが、当日は7名の委員さんの参加で話し合いをして、会見町の遠崎さんを座長としまして会を行させていただきました。7名の参加でしたが、そのうち6名が会見町の委員さんということで、西伯町から1人ということで、話の内容がちょっと偏ったかなという気はしておりますが、新町において何らかのイベントの提言をしていくかという確認をしました。事務局に対しては、両町の行事、それから団体等、資料を次回までに提出してほしいということで、この資料について金曜日に送付させていただきまして、今度19日、明後日ですけども、第2回目の会議を開く予定にしております。以上です。

坂本会長 ありがとうございました。

それぞれの小委員会ごとの報告をいただきましたが、皆様方の方で何かご質疑やご意見ございませんでしょうか。

これは会長からですけど、今伺っている中で、第2も第3もそれなりに参考になるご提言をいただくということで期待してるわけですけど、第1の方は町章とか、あるいはシンボルマーク、マスコットキャラクターとか、一定の話というものをしておいてあげんと、どこまでやっていいのか混乱されるのではないかというように思うわけですけど、どんなもんですか。

事務局。

桐林次長 町章とか、いわゆる慣行につきましては、合併協議会の方では新町で最終的な意思決定はするということは全委員さんに資料を示しまして御理解いただきました。その上で、町章とかシンボルマーク等については公募というのが今の標準的なやり方じゃないかということで、先行的にそういうことをやってはどうかという提言を部分的にいただいたわけでございます。町章につきましては、先ほど申しましたように、割合、個人の思いでつくっていただいてもいいのかなということでございますけども、シンボルマークやマスコットキャラクターにつきましては、やはりその個人の思いだけでもなかなかうまくいかないんじゃないかなというようなことが、提案をいただいた後で事務局の方で検討した結果でございました。

したがいまして、町章につきましては、最終的な決定は新町町長なり議会の議員が決まった、その意思決定の手続をもって決めるということには変わりはないんだけども、候補についてはなるべく早く決まった方がいいにこしたことはありませんので、周辺の合併の枠組みでも実際に募集をしてらっしゃるところもあるということで公募と。で、候補を一応募ることについては向かってみるとこともいいんじゃないかなというのが事務局の方の判断ではありましたけども、その募集の要項につきましては、既に先行していらっしゃるところを見ますと、著作権等の関係も含めまして、かなり詳細に規定する必要があるという状況がありますので、仮に募集するとしましても、内容的な詰めを少しさせていただく必要があるのかなと。シンボルマーク、マスコットキャラクターにつきましては、町章というようなほとんど公式なところで使うものよりは、多少準公式的なところで使うというようなこともありますし、どのような使い方をするかというようなことも含めてもう少し慎重に考えた方がいいんじゃないのかなという部類に入るということでございましたので、できれば町章の募集は向かうことにいたしましても、シンボルマーク、マスコットキャラクターについてはもう少し新町に入ってからでもいいのではないかと。むしろ、どういう形で決めていくかというようなところについて、住民参画のあり方を諮っていたく方がいいのではないかということでございました。以上でございます。

坂本会長 そういうことで、ある程度差し上げんと、まとまらんだないかと思って心配するわけです。

皆さん方の方で……。

岡田委員。

岡田委員 ちょっとわしも関連しますけど、これによると第1小委員会で一定の候補の

選定まで、何か第1委員会がやられるような印象を受けるわけです。これでいいのかどうかということなんですね。やっぱり応募規定みたいなものをこちらの方である程度準備をせにゃいけんと思います。それで、こっちの方の責任でやらないけんだないかという気がしてますけど、候補の設定まで。どんなもんですかな。

森岡委員 議長、関連で。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 今、岡田先生からあったように、恐らく公募するっていう方向を協議会の中で決めて、協議会の名前で公募をかけるということでないと、恐らくこの委員会で公募をかけられるちゅうことにはなり得ないだろうというふうに思いますから、公募をすべきなのかどうなのかというそら辺をこっちで決めてあげて、そういうお世話をいただくっていうことは、だけん、委員会としては公募をされたらどうですかっていう提言をいただく段階で、それが9月まで待つんではなくって、早い段階でその点については協議会の方に提言をいただくと。それを受けた協議会としては、なら公募をかけましょうやという形で進めていかないと、委員会の方で公募をするって決められて公募されても、応募はあるんでしょうけども、何にも事実上の、協議会で決定せんにしても、候補まで協議会で決めるとか、そういうことも話し合いの中に出でるようすけども、岡田先生おっしゃったように全部任せっ放しちゅうことにはなれないだろうなと。特に町章なんかについては、最終的には条例の設定まで必要な項目だつていうふうに理解してますんで。早い時期にその辺の公募せいよということを提言いただければ協議会も、公募しましょう。それで、今日、3団体でしたか、参考資料で公募の要領なんかをほんに細かいものを見せていただきました。これもうちとしてどうするっていうことも今日話すことにするんですか、これはあくまで参考。その辺まで話していきましょうや、と思います。

坂本会長 ほかにご意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 特にないようですが、第1小委員会については、今、委員さん方からお話をいただいたようなことをひとつ参考にしていただいて、役割を自覚していただいてご提言をいただくようによろしくお願ひしたいと思います。

そういたしますと、報告事項1番終わりまして、2番に移りたいと思います。質問書について。

事務局から説明してください。

奥山室長 13ページをごらんいただきたいと思います。

報告事項第2号、質問書について、平成16年4月26日付で、まちの未来を語る会代表、坪倉嘉紹及び武安恵子より質問書の提出があったので報告するものでございます。

質問書の内容ですが、次のページ、14、15ページをごらんいただきたいと思います。朗読させていただきます。

10月1日の新町発足に向けて、貴会におかれましては、山積する課題解決に向けて鋭意検討されていることと存じます。私どもまちの未来を語る会は、合併を進める上で最も大切なことは住民の理解であり、住民理解のあるなしが新町発足後の町づくりに大きく影響するとの懸念を繰り返し申し述べているところです。とりわけ新町の財政の裏づけとなる財政計画は住民の大きな関心事でありますので、先日、要望書を提出いたし、それに対して4月1日付で貴会より御返答をいただきました。しかしながら、回答書を注意深く拝讀しましたが、前回、要望書によってお示しした問題点（1から9項目）への回答がなきに等しく、また新たに疑問を生じました。そこで、質問をさせていただきます。私どももより一層勉強する所存でございますので、何とぞわかりやすい説明をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

質問書。貴会は、国の地方財政制度が変革期にあるゆえに、既存の制度を前提にする手法、もしくは、独自に地方財政制度の変革を想定する手法で財政計画を策定しても、それが将来にわたって有効性を維持し続けることが考え方かたいと回答されました。

質問。1、既に公表された財政計画は、いかなる手法によって作成されたものですか。（1、現行の地方財政制度が存続することを前提とした手法。2、将来の地方財政制度の変革を想定した手法。3、その他。）2、既成の財政計画は、現時点では有効性はあるとお考えですか。それともないとお考えですか。

15ページ。貴会は、三位一体改革の方針が確定しない間は財政推計は流動的になると回答されました。仮にそうだとても、前回お示しした問題点のうち、三位一体改革とは無関係な項目（1、3、5、6、7、8、9）については、回答が可能です。

質問。3、なぜ財政推計表の各歳入歳出項目の平成16年度の推計値と、両町の平成14年度の決算額及び平成15年度の決算見込み額との関連性を示す基礎データが示されていないのですか。4、財政推計表の地方税は、推計人口と人口構成のデータに基づいて算出されたものですか。5、財政推計表において平成17年以降上昇していない物件費は、過去10年間の実績から積算されたものですか。6、なぜ直近の実績では上昇傾向にある

扶助費が、財政推計表において平成17年以降上昇していないのですか。このままでは将来、高齢者対策や子育て支援策が頭打ちになりませんか。7、なぜ平成22年度より西部広域行政管理組合で取り組む予定になっている可燃ごみ処理施設の建設費及び運営経費が財政推計表に見積もられていないのですか。8、なぜ平成16年度より発生する西部広域エコスラグ・センターの運営経費が財政推計表に見積もられていないのですか。9、西伯病院が全面改築後、赤字経営に陥った場合、企業会計であっても自治体病院である限りは新町財政への影響は免れ得ないとと思われますが、なぜ将来的な収入予測と各年度ごとの償還額が示されないのですか。

蛇足ながら、三位一体改革とは、1、地方交付税の削減、2、補助金の削減、3、国から地方への税源移譲を3本柱とした、国と地方自治体との関係を構築し直す改革であると私どもは理解しております。そして今後は、この3本柱に基づいた具体的な施策が打ち出されるものと予想します。したがいまして、貴会がおっしゃるような方針が確定しないのではなく、むしろこの改革の方針は、既に確定していると見るのが妥当ではないでしょうか。以上でございます。

すいません。報告事項の後の参考資料の中で、5ページから財政計画の積算方針というものを、これはことしの1月の住民説明会の際に添付した資料でございます。それから、新聞記事等も準備させてあるところでございます。これにつきましては、税源移譲ということで、三位一体改革がまだこれからさらに詰めていくというような状況でございまして、現在のところは三位一体改革は進行中ということでございますので、報告させていただきます。以上でございます。

坂本会長 このような質問書を再びいただいておりますので、ご報告を申し上げておきます。

皆さん方の方でご質疑やご意見ございませんか。

一応、前回の回答書で、私どものこの協議会の財政計画についてはご説明をさせていただいたと思っておるわけですけども、どうも納得をしていただけないということでござりますから、一応、会長としては再度回答を、これに基づいて、質問に基づいて回答をさせていただく。ただ、回答書を送りつけてだけではなくて、今度は来ていただいて直接お話ををして、説明を加えながら回答書をお渡しするというような扱いにするように考えておりますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

坂本会長 それでは、そのような扱いで、質問書についての回答をいたしたいというよう思いますので、よろしくお願ひします。

日程に従いまして、6番、今後の協議会開催日程についてを議題といたします。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。1ページをごらんいただきたいと思います。

今後の協議会開催日程でございますが、第27回会議は、平成16年6月16日水曜日、午後1時30分から4時までということで、西伯町役場の方で開催をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

坂本会長 6月の16日1時半から西伯町役場で行うということで御確認をいただきたいと思います。

7番、その他でございます。何かござりますでしょうか。

奥山室長 事務局はございません。

坂本会長 事務局はないですか。

委員の皆さん方、せっかくの機会ですが、ございませんか。

ないようでございますので、本日の第26回合併協議会を以上で終了したいと思います。

閉会に当たって、副会長の方からごあいさつをいただいて終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

三鴨副会長 どうも早朝からありがとうございました。課題、懸案はあるものの、大変皆さん方の協力いただいて、スムーズな協議会が進んでるではないかなと思っております。最後までひとつご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

坂本会長 どうもありがとうございました。

(閉会 11時18分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員